



許可番号 01857002267

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社 代表取締役 青木 千加士
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和2年5月25日
令和9年5月24日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパン）、ベンゼンもしくは1-4-ジメチルベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパン、チオム、シアジン、チオベンゾグ、ベンゼン、1-4-ジメチルベンゼンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパン、チオム、シアジン、チオベンゾグ、ベンゼン、1-4-ジメチルベンゼンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃PCB等

PCB汚染物

廃水銀等

鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物または六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはその化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパン、チオム、シアジン、チオベンゾグ、ベンゼン、1-4-ジメチルベンゼンまたはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上11種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは

保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成17年 5月25日 新規許可

(2) 平成19年 2月20日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に、廃酸（砒素またはその化合物を含むことのみにより有害なもの）を追加

(3) 平成22年 5月24日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に、廃油（トリクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパンまたはベンゼンを含むことのみにより有害なもの）、廃酸（水銀、ｶﾞﾄﾞﾐﾂ、鉛もしくはそれらの化合物、有機リン化合物、ｼﾞｬﾝ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパン、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｬﾝ、ﾌｻﾞﾝ、ﾌｻﾞﾝ、ベンゼンまたはそれらの化合物を含むことのみにより有害なもの）、廃アルカリ（水銀、ｶﾞﾄﾞﾐﾂ、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ｼﾞｬﾝ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパン、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｬﾝ、ﾌｻﾞﾝ、ﾌｻﾞﾝ、ベンゼンまたはそれらの化合物を含むことのみにより有害なもの）、鉛（水銀、ｶﾞﾄﾞﾐﾂ、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物またはそれらの化合物を含むことのみにより有害なもの）、ばいじん（水銀、ｶﾞﾄﾞﾐﾂ、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物またはそれらの化合物を含むことのみにより有害なもの）、汚泥（水銀、砒素もしくはそれらの化合物、有機リン化合物、ｼﾞｬﾝ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパン、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｬﾝ、ﾌｻﾞﾝ、ﾌｻﾞﾝ、ベンゼンまたはそれらの化合物を含むことのみにより有害なもの）および燃え殻（ｶﾞﾄﾞﾐﾂ、鉛、砒素もしくはそれらの化合物、六価クロム化合物またはそれらの化合物を含むことのみにより有害なもの）を追加

(4) 平成22年 5月25日 更新許可

(5) 平成24年 9月12日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃PCB等、PCB汚染物、ばいじん（ｸﾞｲｷﾝ類を含むことのみにより有害なもの）、燃え殻（ｸﾞｲｷﾝ類を含むことのみにより有害なもの）、汚泥（ｸﾞｲｷﾝ類を含むことのみにより有害なもの）、廃酸（ｸﾞｲｷﾝ類を含むことのみにより有害なもの）および廃アルカリ（ｸﾞｲｷﾝ類を含むことのみにより有害なもの）を追加

(6) 平成25年10月 8日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に廃油（1-4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより有害なもの）、廃酸（1-4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより有害なもの）、廃アルカリ（1-4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより有害なもの）、汚泥（1-4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより有害なもの）を追加

(7) 平成27年 5月25日 更新許可

(8) 令和 2年 5月25日 更新許可（優良認定）

(9) 令和 2年 7月 8日 変更許可

・取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に、廃水銀等、廃石綿等を追加

5. 積替え許可の有無

無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有